平成２９年（フ）第７１４号
神奈川県厚木市長谷381番地１　テラス長谷２－２
債務者　合掌　桃枝
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１７号
神奈川県厚木市三田南３丁目７番２号　エクセル三田Ⅰ－101
債務者　白井　孝一
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６４８号
神奈川県平塚市四之宮４丁目４番11号
債務者　石井　英光
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７２３号
神奈川県大和市深見西３－２－37　大和病院、住民票上の住所神奈川県伊勢原市高森1540番地　白金山団地10―207号　（前住所）神奈川県平塚市四之宮６丁目15番１号　平塚ふじみ園
債務者　大内　和美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４４号
沖縄県浦添市西原１丁目７番７号　宮城荘203号室
債務者　棚原　純子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３５２号
沖縄県那覇市字小禄1436番地９　プランドール３－Ｃ
債務者　山口絵梨奈（旧姓目取真）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３６２号
沖縄県那覇市安里１丁目７番17号　千代正アパート306
債務者　普天間直也
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３７９号
沖縄県豊見城市字平良132番地10　マルトウアパート303号
債務者　宮城美奈子（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４１０号
沖縄県中頭郡西原町字我謝665番地、住民票上の住所鹿児島県大島郡徳之島町亀津7498番地１　505号
債務者　樋口　敏彦
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２号
沖縄県那覇市前島３丁目19番５号　エミネンス前島601
債務者　浜田　愛理
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第８号
神奈川県厚木市下荻野1092番地６　ユキパレス203
債務者　高橋　孝幸
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３６３号
住所　省略　住民票上の前住所　沖縄県糸満市字兼城340番地　県営住宅浜川団地１号棟609号
債務者　神谷かおり
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３７７号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目94番地１　ベルグランパレＢ―203
債務者　今川知加子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４１６号
沖縄県那覇市壺川１丁目11番地１　壺川東改良市営住宅Ａ１―804
債務者　宇根　良造
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７０４号
神奈川県伊勢原市石田938番地　ロイヤルハイツⅠ―302号
債務者　遠藤　直子（旧姓桑子）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７０６号
神奈川県平塚市山下726番地　山下アパート15―206
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部